

学園祭、バザー等での食品提供について

仙台市内での学園祭や町内会の催事において食品提供を行う場合、事前に保健所への届出をお願いします。

届出対象となる行事等

- ① 学校、幼稚園等が教育を目的として行う行事 例文化祭、学園祭、バザー等
 - ② 町内会、子供会等の住民団体が自ら行う行事 例夏祭り、盆踊り等
 - ③ 社会福祉施設、保育所等が入所者及び地域住民等を対象として行う催事 例夏祭り、バザー等
 - ④ その他、上記に類すると認められる行事
- 企業等（農協等含む）が地域住民を対象とした行事は営業許可又は営業届出の対象となります。

行事等についての相談

行事内容や施設によって提供できる食品や必要な手続等が異なりますので、詳細についてはお早めに担当窓口までご相談ください（下部に記載）。行事での行為が営業に該当すると判断された場合、営業許可が必要な場合があります。

なお、飲食物の提供を業としている方は、届出対象となる行事等への出店であっても、営業許可の対象となりますのでご注意ください。

届出の提出

- 1 申請書類の提出（事前相談を行うと手続きがスムーズに行えます。）

必要書類 文化祭・バザー・地域祭事等開催届【要領様式第5号】
（届出者は行事を代表する方としてください。例学校長、町内会長、施設長、団体の代表等）
必要に応じて、行事等のチラシ、水質検査成績書、その他保健所長が必要と認める書類を
求めることがあります。

- 2 行事の開始（衛生管理に十分注意し、食品を提供してください。）

安全・安心な楽しい行事とするために

保健所の衛生指導を参考に適切な衛生管理を行い、安全・安心な楽しい行事としてください。

	設備について	衛生管理について	提供食品について
参考資料	要領別表第3	要領別表第4	要領別表第1 又は要領別表第2

なお、提供食品について、適切な衛生管理の観点から1回の出店で1人の担当者が取り扱う食品は2品以内とすることが望ましいとしております。

担当窓口

営業場所を所管する区の衛生課に届出ください。

	所在地	連絡先
青葉支所	仙台市青葉区上杉一丁目5-1 青葉区役所6階	022-225-7211（内線6722～6726）
宮城野支所	仙台市宮城野区五輪二丁目12-35 宮城野区役所4階	022-291-2111（内線6722～6723）
若林支所	仙台市若林区保春院前丁3-1 若林区役所2階	022-282-1111（内線6722～6723）
太白支所	仙台市太白区長町南三丁目1-15 太白区役所3階	022-247-1111（内線6722～6723）
泉支所	仙台市泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所東庁舎4階	022-372-3111（内線6722～6723）